

空き家等の適正な管理の推進に関する協定書

精華町（以下「甲」という。）と公益社団法人精華町シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、町内の空き家等が管理不全な状態とならないよう適正な管理を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物であって居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する空き家等の状態をいう。

ア 建築物の倒壊、建築資材の剥落若しくは飛散又は敷地内に存する樹木の倒木により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある状態

イ 容易に不特定の者の侵入が可能であり、火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態

ウ 敷地内の樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態

(3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 町内にある空き家等の管理について相談を受けた所有者等及び適正管理が必要と思われる空き家等の所有者等に対する乙が行う空き家等の管理業務の紹介

(2) 甲が発行する広報誌に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法による乙が行う空き家等の管理業務の周知

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空き家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

(1) 空き家等の見回り、外観点検及び管理状況の報告

(2) 空き家等の除草、樹木の剪定

(3) その他、乙が受託できる一般作業、一般管理

（有効期間）

第5条 本協定書の有効期限は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から

1年間継続することとし、以後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の1か月前までに申し出を行うものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、第4条に規定する業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（協議）


第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月23日

甲 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻
小字北尻70番地
精華町

乙 京都府相楽郡精華町大字北稻八間
小字井手ノ元27番地1
公益社団法人精華町シルバー人材
センター

町長 杉浦正治 

理事長 前田敏宏 